

石福総第 1079 号
平成 27 年 8 月 10 日

石狩市社会福祉審議会
会長 後藤 昌彦 様

石狩市長 田岡 克介

次の事項について、石狩市社会福祉審議会条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

へき地保育所の保育料について

日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が平成 24 年 8 月に成立しました。

この子ども・子育て関連 3 法に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月に本格スタートしました。

現在、石狩市では、へき地保育所をこの「子ども・子育て支援新制度」における特例保育を適用して運営していますが、特例保育適用後のへき地保育所の保育料を減免という形で引き下げるにあたり、児童福祉をはじめとした広範な分野での立場でご審議いただきたく、諮問を行うものであります。

1 へき地保育所の保育料について

平成27年 8月10日

石狩市長 田岡 克介 様

石狩市社会福祉審議会
会 長 後藤 昌彦

へき地保育所の保育料について（答申）

石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、平成27年8月10日付石福総第1079号で諮問のありましたへき地保育所の保育料について、本審議会において審議を行った結果、概ね適切であると認め、ここに答申します。

なお、審議の過程において各委員から提起された意見を取りまとめ、下記のとおり付帯意見として述べますので、十分尊重し、へき地保育所の円滑な運営に向けて、一層努力されますよう要望いたします。

記

付帯意見

この特例保育は、地域型保育事業（小規模保育事業）への移行を前提とした経過措置であることから、今後のへき地保育所自体のあり方について、早急に検討していく必要がある。

また、国との協議の結果、特例保育は、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで認められたことから、へき地保育所の保育料を平成27年4月から遡及して減免できる場合については、遡及する必要がある。